

懸賞品付定期預金「能登半島応援定期預金」

～しんきんの想い～

ご利用いただける方	・個人および個人事業主のお客さま												
対象商品	・スーパー定期預金												
期間	・1年、3年、5年												
取扱期間	令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月） ※ 但し募集総額100億円に達し次第、終了とさせていただきます。												
預入(1)預入方法 (2)預入金額  (3)預入単位	・一括してお預け入れいただきます。 ・一口10万円以上500万円以内 ※新規または、10万円以上の増額のお預け入れに限ります。 ※お一人様当たりの預入金額の上限は1,000万円以内。 ・1円単位												
払戻方法	・満期日以後に払戻しいたします。												
利息(1)適用金利  (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利となります。 1年もの：店頭表示金利 3年もの：店頭表示金利+年0.05% 5年もの：店頭表示金利+年0.10% <b>初回満期日以降は、継続時の店頭表示金利を適用いたします。</b> (1年もの) スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。 (3年、5年もの) スーパー定期預金【単利型】【複利型】に準じた扱いとなります。												
懸賞品抽選権	・10万円を1口として1本の懸賞品抽選権が付きます。 但し、当該預金口座に対する差押・当該預金口座名義人に対する相続の発生、その他の事由により解約となった場合は、抽選権は付与されません。 ・抽選日の前日までに中途解約された場合、懸賞品抽選権は失効いたします。												
懸賞の内訳	当選本数800本 全10ユニット 懸賞品の内訳<1ユニット 1万口の場合 当選本数80本> <table border="1" data-bbox="379 1317 1385 1491"> <tr> <td>A賞</td> <td>能登牛すき焼き</td> <td>10本</td> </tr> <tr> <td>B賞</td> <td>干物セット</td> <td>15本</td> </tr> <tr> <td>C賞</td> <td>能登の銘酒</td> <td>25本</td> </tr> <tr> <td>D賞</td> <td>能登牛カレー</td> <td>30本</td> </tr> </table> <p>※取扱期間終了時において募集実績が100億円に満たない場合は、懸賞品の当選本数が表示されている本数より少なくなることがございます。</p>	A賞	能登牛すき焼き	10本	B賞	干物セット	15本	C賞	能登の銘酒	25本	D賞	能登牛カレー	30本
A賞	能登牛すき焼き	10本											
B賞	干物セット	15本											
C賞	能登の銘酒	25本											
D賞	能登牛カレー	30本											
抽選時期	令和7年4月14日（月）予定												
税金	・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、上記の税金がかかります。 ※マル優ご利用の場合は税金はかかりません。												
手数料	—												
付加できる特約事項	マル優のお取り扱いができます。												
中途解約時の お取り扱い	スーパー定期預金【単利型】に準じた扱いとなります。												

金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</li> </ul>
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p><b>【苦情処理措置】</b>            本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室（9時～17時、電話：0120-310-708）にお申し出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b>            東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合口座・通帳式でのお取り扱いも可能です。</li> <li>・ATMでのお預入れも可能です。（総合口座、通帳式に限る）</li> <li>・この預金は、預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</li> <li>・みらいポイントカードの対象外となります。</li> </ul>